

館山市普通財産売払事務取扱要綱を次のように定める。

平成20年7月16日

館山市長 金丸 謙一

告示第49号

館山市普通財産売払事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、館山市が所有する普通財産（土地に限る。以下同じ。）の売払いに係る事務に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第32号）、財産の交換譲与無償貸付等に関する条例（昭和43年条例第12号）、館山市財務規則（昭和39年規則第18号）、館山市財産管理審議会規則（昭和43年規則第6号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(売払対象地)

第2条 普通財産の売払いは、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに限り行うことができる。

- (1) 社会的、経済的条件等を総合的に勘案し、当該普通財産を将来の行政目的の手段として保有しておく必要がないと認められるもの
- (2) 当該普通財産を保有し、かつ、運用することが公益上又は財産運営上、不要又は不適當であると認められるもの

(最低売払価格)

第3条 普通財産の最低売払価格は、当該普通財産の適正な時価によるものとし、その価格の算定は次に掲げるいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 不動産鑑定による評定価格
- (2) 近隣土地の取引事例価格を基とした評定価格（参考となる類似した市及び民間の売却事例があるときに限る。）
- (3) 公示価格、地価調査価格その他の公の価格を基とした評定価格（前2号によることが経済性その他の観点から適当でないとき。）

(4) 市の土地買収価格（廃道敷，廃水路敷等の面積が狭小等の土地を，隣接土地所有者に売払うときに限る。）

（売払いの方法）

第4条 普通財産の売払いは，一般競争入札により行うこととする。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，随意契約により行うことができる。

(1) 国，他の地方公共団体，その他公共団体又は公共的団体において，公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 公共事業に係る代替地の用に供するとき。

(3) 既に貸付け済である普通財産について，当該普通財産の借受人に対して売り払うとき。

(4) 袋地，面積過小又は狭小等の土地で，隣接土地所有者以外の者が単独で利用することが困難とされる場合において，当該隣接土地所有者に売り払うとき。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか，普通財産の売払いに関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この告示は，公示の日から施行する。